

砂防指定地内等制限行為許可申請手数料について

砂 防 課

1 手数料の徴収対象

- (1) 砂防指定地内制限行為許可
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域内制限行為許可
- (3) 地すべり防止区域内制限行為許可

2 手数料を徴収しない行為（適用除外）

- (1) 主として自己の居住のために行う制限行為（例：自宅建設）

（理由）砂防指定地等の区域外であれば、許可を得ることなく自由に行うことができるにもかかわらず、砂防指定地等の区域内では一定の行為について許可を得なければならない。今回の手数料の創設により、従来からの行為制限に加えて二重の負担が課せられることになるため、指定地内の土地所有者の負担を軽減するため手数料を徴収しないこととした。

- (2) 主として農林水産業のために行う制限行為（例：木竹の伐採、土地の開墾）

（理由）農林水産業の一環として個人又は農業協同組合等が行う行為については、農林水産業者の負担を考慮して手数料を徴収しないこととした。

3 手数料の金額 《開発行為許可申請手数料（都計法）と同額（適用除外項目は上記の理由により独自で設定）》

区 分		面 積	金 額
新	主として自己の業務のために行う制限行為の場合 （例：会社事務所や店舗の建設）	0.1ha 未満	13,000 円
		0.1ha 以上 0.3ha 未満	30,000 円
		0.3ha 以上 0.6ha 未満	65,000 円
		0.6ha 以上 1 ha 未満	120,000 円
		1 ha 以上 3 ha 未満	200,000 円
		3 ha 以上 6 ha 未満	270,000 円
		6 ha 以上 10ha 未満	340,000 円
		10ha 以上	480,000 円
規	その他の場合 （例：分譲・賃貸目的の宅地造成・住宅建設）	0.1ha 未満	86,000 円
		0.1ha 以上 0.3ha 未満	130,000 円
		0.3ha 以上 0.6ha 未満	190,000 円
		0.6ha 以上 1 ha 未満	260,000 円
		1 ha 以上 3 ha 未満	390,000 円
		3 ha 以上 6 ha 未満	510,000 円
		6 ha 以上 10ha 未満	660,000 円
		10ha 以上の場合	870,000 円

変 更	行為区域の拡大	行為内容の変更を伴わない場合	新たに行為区域に編入される面積に応じ上表に定める金額
		行為内容の変更を伴う場合	①及び②を合算した額(上限:870,000円) ①新たに行為区域に編入される面積に応じ上表に定める金額 ②変更前の面積に応じ上表の金額に10分の1を乗じて得た金額
	行為区域の縮小		変更後の面積に応じ、上表の金額に10分の1を乗じて得た金額
	行為区域変更なし	行為内容の変更のみ	許可面積(行為を変更する箇所の面積ではなく許可区域全体)に応じ、上表の金額に10分の1を乗じて得た金額
更 新			5,000円(許可期間の変更に加えて他の変更を伴う場合は、変更許可を適用)

注1 砂防指定地と急傾斜地崩壊防止区域又は地すべり防止区域と急傾斜地崩壊危険区域が重複する区域における許可申請の場合は、いずれか一方の手数料のみを徴収する。

2 手数料の徴収方法

申請書に兵庫県収入証紙を貼付

4 施行期日

平成21年4月1日